

あなたの空家を活用しませんか？（空家や空地などをお持ちの方へ）

◎空家について

平成27年5月26日「空家対策特別処置法」が完全施行され、町が空家の所有者を特定できるようになりました。確認作業の結果「特定空家＊」であると判明した場合は、これまで6分の1に軽減されていた固定資産税が本来の税額に戻るようになります。

また、危険な「特定空家」と認定された場合は、所有者に対し必要な措置（除去、修繕）をとっていただくことになります。その際期限内に完了の見込みがない場合は「行政代執行」により強制的に除去（解体工事）されます。さらに強制撤去にかかった費用は空家所有者の負担となります。＊「特定空家等」とは、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態にある空家などのこと。

◎さらに空家を放置するとこんなデメリットが！

- 倒壊によりケガをさせる危険性
- 放火による火災の危険性
- 不法侵入の可能性
- 撤去の際の費用負担

＊いずれの状況も所有者の負担となりますのでご注意ください。

空家等の活用補助金が利用できます ※ぜひご利用ください

◎空家等活用促進事業交付金について

子育て定住推進課では、奥多摩町内で空家になる予定の土地建物を所有の方や、空家や空地などの管理が負担になっている方のご相談を受付けています。また、以下の空家の活用に対し「奥多摩町空家等促進事業交付金」の制度があります。

奥多摩町空家等促進事業交付金

- ・町に寄付した場合 最大200万円
- ・空家バンク等に登録した場合 10万円から75万円
- ・空家の解体を行った場合 最大50万円

◎空家バンクについて

空家などの有効活用による地域の活性化と、町民と都市住民との交流拡大を図ることを目的として「奥多摩町空家バンク」を実施しています。「奥多摩町空家バンク」とは、空家や宅地を所有されている方々に賃貸・売買の物件情報を登録いただき、奥多摩町に定住を希望される方に対して町のホームページで情報を提供するシステムです。空家バンクをご利用いただくためには、物件提供者および利用希望者それぞれの方の登録が必要です。

※空家等活用促進事業交付金、空家バンクを利用する場合には一定の条件などが必要となりますのでお気軽にご相談ください。

※空家等の問い合わせは、子育て定住推進課 ☎ 83-2310

「思いやり運転」で安全・安心な奥多摩路！

5月1日(木)～5月31日(土)は自転車安全利用TOKYOキャンペーンです

自転車の側方を通過する際は、ふらつきや進路変更などを予想して、できるだけ距離をとり、スピードを落とすなど、自転車の安全にも配慮した思いやりのある運転で、交通事故を防止しましょう。

青梅警察署交通課 ☎ 22-0110